

【解説2】 防護柵

バス停留所は、バス利用者のたまり場であるため、安全性に配慮し、加速・減速車線を含める前後2mの区間に防護柵（ガードパイプを標準とする）を設置する。

なお、バスの乗降口の位置に配慮し、バスが停車する部分には、防護柵は設置しない。

【解説3】 視覚障がい者誘導用ブロックの設置

視覚障がい者が単独でもバスの乗降が出来るように、視覚障がい者誘導用ブロックの設置^{※1}を行う。

※1「第6章 視覚障がい者誘導用ブロック」参照

4-2 ベンチ及び上屋

1. 特定道路等に設けられたバス停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。^{【解説1】}

【解説1】 ベンチ及び上屋

特定道路等に設けるバス停留所には、ベンチ及びその上屋を設置するものとする。ただし、民地等を活用した休憩施設が既に存在し、停留所に設置するベンチ及びその上屋の機能を代替可能な場合や、地形の状況等特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ベンチ及びその上屋は、車いす使用者等がバスへ乗降する際のスロープ板設置や、降りた後の方向転換など、バスへの乗降に支障とならないよう設置するとともに、バスの正着を妨げない位置に設置しなければならない。

また、車いす使用者等がいつでもすれ違える幅員を確保するため、ベンチ及びその上屋の設置に必要な幅員を除いた有効幅員、ベンチ及びその上屋を含めた歩道等全体の幅員は、各々表4-2-1に示した値以上としなければならない。

表4-2-1 ベンチ・上屋を設置する場合の歩道幅員等

		ベンチ・上屋を除く有効幅員	ベンチ・上屋を含む歩道等全体の幅員
歩道	歩行者の交通量の多い場合	3.5m	5.5m
	その他の場合	2.0m	4.0m
自転車歩行者道	歩行者の交通量が多い場合	4.0m	6.0m
	その他の場合	3.0m	5.0m

なお、歩道に自転車道を併設する場合、又は自転車歩行者道を設置する場合は、バス停留所を利用する際に歩行者が自転車道または自転車歩行者道の自転車通行部分を横切らなければならない場合があるため、自転車が歩行者の通行に配慮して停留所部分を通行できるよう工夫をすることが望ましい。